

西三河後見ネット
代表 前本 好江 様

岡崎市長 柴田 紘



公文書開示決定通知書

平成17年 6月22日付けで開示請求のありました公文書については、岡崎市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

請求に係る公文書の名称	①平成16年4月以降に制定又は改定した、市長による審判の請求手続きを含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等 ②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書 ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成16年度の実績(件数及び費用)を記した文書
決定の内容	一部公開
開示をする日時及び場所	<input type="checkbox"/> 午前 年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
理由の提示等	開示しないこととする部分 ③のうち個人名
	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 請求に係る公文書のうち、③の個人名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもので、岡崎市情報公開条例第7条第2号の規定により開示しない。
	開示が可能となる時期 年月日以後。ただし、公文書の開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。
担当課	福祉保健部長寿課 電話番号0564-23-6174

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においでになれない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。
- 2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした公文書について、開示しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が記載してあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岡崎市長に対して異議申立てをすることができます。
また、異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡崎市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
なお、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。